

三重県労働委員会に認定された 不当労働行為に反省無し！

会社は10月21日、三重県労働委員会より「紀伊長島駅の組合掲示板の設置許可を取り消す一方、伊勢運輸区の組合掲示板の設置を許可しなかったことは、組合弱体化を企図した便宜供与の一方的廃止であり不当労働行為である」と判断し、会社に対して J R 東海労及び名古屋地本に今後このような行為は繰り返さないことを留意する文書を交付するよう命令された。さらに、「伊勢運輸区への組合掲示板設置にかかる団体交渉申し入れに対し、会社はこれを正当な理由なく拒否した」と認定され、これも不当労働行為とされた。

本部は会社に対して、この命令を真摯に受け止めすみやかに命令に従うよう10月26日に申第12号の申し入れを行った。

11月16日、「2015年度年末手当の支給に関する再申し入れ」についての団交の後、会社側幹事より申第12号についての回答がされた。

会社はこれまで何度も不当労働行為の判断を受けているにもかかわらず、あろうことか、この三重県労働委員会の命令を真摯に受け止めること無く、中央労働委員会への再審査申し立てを行ったため、申し入れには応じないとの姿勢を示した。本部はこの様な会社の姿勢に遺憾の意を表明し、繰り返される不当労働行為を断じて許さない姿勢を明らかにした。

申し入れ内容

1. 三重県労働委員会の「命令」に従い早急に、またもや犯した不当労働行為に対する反省と今後不当労働行為を繰り返さない旨の文書を交付すること。
2. 三重県労働委員会の「命令」を真摯に受け止め、再審査申し立て等、法的措置を行わないこと。
3. 伊勢運輸区に J R 東海労の掲示板を早急に設置すること。

【会社回答】

会社として適切に対応していく。中労委への再審査申し立てをした。申し立てをした以上、三労委の命令を前提とした話に応じる考えはない。

尚、これまで同様、今後も不当労働行為をはじめとした違法行為は行わない。

現時点で伊勢運輸区に貴労働組合の組合掲示板を設置する考えはない。

組合：これまでも何回も不当労働行為をしている。全く反省がない。中労委に上げたからといって、不当労働行為は事実である。

会社：組合の意見は聞いたが、会社の考えは述べたとおりである。

組合：全く遺憾である。

以 上